

## 『IoT NIDD プラン』 提供条件書

「IoT NIDD プラン」(以下「本料金プラン」といいます)は、4G 通信サービス契約約款(以下「約款」といいます)に定める「4G 通信サービス(IoT)」に基づき、NIDD (Non-IP Data Delivery) モバイルネットワークを利用した IP アドレスを持たないデータ通信をご利用いただける料金プランです。

- サービスの内容及び提供条件について
  - 「4G 通信サービス(IoT)」で利用する通信方式は NB-IoT 方式となります。利用する端末の種類等によって、通信方式の一部の提供を受けられないことがあります。
  - 本料金プランでは、音声通話(VoLTE 含む)、SMS、S!メール(MMS)、国際サービス(国際 SMS、国際アウトローミング)のご利用はできません。
  - 携帯電話番号ポータビリティ(MNP)のお申し込みは、他の携帯電話事業者からの転入/他の携帯電話事業者への転出ともにできません。
  - 本料金プランは、契約名義が法人名義である場合に適用されます。
  - 本料金プランは、当社が提供する「IoT プラットフォーム Basic」及び「API Suite」と同時に契約することが必須です。本料金プランを契約しながら、「IoT プラットフォーム Basic」及び「API Suite」の契約解除はできません。
- サービス利用料金等について
  - 本料金プランのサービス利用料金は料金表に定めるとおりとします。ただし、別途当社から申込書を提示した場合は、当該申込書に定めるとおりとします。

「料金表」 (1回線あたりの価格)

	プラン A	プラン B	プラン C	プラン D
月額基本料金	50 円	100 円	150 円	250 円
月間基本データ量	10KB	100KB	600KB	2MB
超過データ通信料	1 円/KB	0.5 円/KB	0.4 円/KB	0.3 円/KB

- 本料金プランの月額基本料金と月間基本データ量について、日割り計算を行いません。契約回線毎の通信開始月から解約月までの期間に、料金が発生するものとします。
  - 解約月の末日までに発生した料金を支払うものとします。
  - 契約後に 1 度も通信をせずに解約した回線は、解約月に 1 か月分の月額基本料金が発生いたします。
  - 本料金プランのサービス利用について、各月 1 日から当月末日までの期間を 1 料金月とし、その期間毎に計算します。
  - 利用した月の翌々月に請求書が発行されます。
  - 本料金プランは、同一契約条件の回線のサービス利用料金を合計した上で請求額を算出します。その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。
  - 当社ネットワークを継続的にご利用いただくにあたり、通信モジュールのファームウェアを定期的に更新する必要がございます。その際にかかる通信費については請求いた

します。

- ・ユニバーサルサービス料は発生しません。
- ・通信データ量について
  - 送受信時に発生するヘッダデータ量を含みます。
  - 1パケット(=128byte) 単位で計算されます。
  - プロトコルや設計によってはパケット通信料が高額になる場合がありますのでご注意ください。

- 契約の申込み、契約の解除及び料金プラン変更について

- ・本料金プランの申込みをする場合は、サービス利用開始日からの適用となります。
- ・解約月の前月初日から前月最終営業日までに当社が定める方法により当社に通知することで、解約月の末日をもって本料金プランの契約を解除することができるものとします。なお、契約解除を通知した後の取消し、契約解除後の復活はできません。
- ・契約後に1度も通信をせずに解約した回線は、解約月の1か月分のみ月額基本料が発生いたします。
- ・プラン変更は本料金プラン（「IoT NIDD プラン」のプラン A～D）間のみで適用となり、他の料金プラン間での変更はできません。
- ・本料金プランのプラン変更をする場合は、変更処理月の翌請求月からの適用となります。
- ・本料金プランは契約者からの申告、又は約款 28 条に基づく当社の判断で利用停止/再開をすることができます。利用停止中の回線は、パケット通信料は発生せず料金表で定める月額基本料のみ請求されます。申告による利用停止/再開は申込み日から適用までは概ね 10 営業日ほど（適用日指定不可）お時間がかかります。
- ・本料金プランは譲渡希望月の前々月最終営業日までに当社が定める方法により当社に通知することで、サービス利用権を第三者に譲渡することができます。譲渡希望月の1日より適用となり、適用初月に手数料（3500 円。ただし約款改定により手数料の変更があった場合は変更後の金額とします。）及び譲渡適用月の月中に発生した通信料を譲受者に対して請求いたします。
- ・本料金プランは承継希望月の前々月最終営業日までに当社が定める方法により当社に通知することで、サービス利用権を承継することができます。承継希望月の1日より適用となります。

#### 提供条件書記載事項の変更について

- ・当社は、本提供条件書の記載事項を変更することができます。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・本提供条件書の記載事項を変更する場合、当社ホームページに掲載する方法、又は当社が適当と判断する方法にて事前に通知します。
- ・最新の提供条件書は、当社ホームページ（<http://www.softbank.jp>）に掲載いたしますので、ご確認ください。なお、提供条件書記載事項以外の部分については約款の規定を適用します。また、詳細につきましては当社ホームページでも確認できます。

【更新履歴】

2020年12月1日 初版作成  
2021年12月8日 改訂  
2022年10月1日 改訂  
2023年10月20日 改訂  
2024年8月1日 改訂  
2024年12月2日 改訂

以上  
『IoT NIDD プラン』提供条件書  
発行日：2020年12月1日  
ソフトバンク株式会社